

第1期武蔵野市国民健康保険財政健全化計画（令和3年度改定版）概要版

計画策定の背景

- 国民健康保険制度の構造的課題（高齢者や低所得者が多く加入。小規模保険者が多い。）と国民健康保険が抱えるリスク（医療費水準が高く、所得水準が低い。財政運営が不安定になりやすい。）
- 持続可能な国民健康保険事業運営のための財政基盤の強化（平成30年度国民健康保険制度改革）として公費の拡充・都道府県も国民健康保険の保険者として財政運営の主体に。
- 東京都国民健康保険運営方針（平成29年12月策定）に、決算補填等を目的とする法定外一般会計繰入を行っている区市町村については、目標年次を定め、「計画的・段階的に赤字を解消・削減」する必要性が明記
- ⇒ これらの流れを受け、平成30年度に整理した基本的な考え方を踏まえ、財政健全化の取組を計画的に推進していくための計画を令和元年度に策定した。また、令和2年以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の国民健康保険財政への影響について把握し、いわゆる赤字繰入金解消についての国や都の動向、及び各自自治体における財政健全化計画の取組状況、加えて本市の取組状況を踏まえ、令和3年度において本計画の取り扱いを検討し、もって、本計画の一部改定を行った。

武蔵野市国民健康保険の状況（計画書3～18ページ）

○ 被保険者数は微減の傾向（表は各年度末の被保険者数）

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人数	31,990人	30,696人	30,110人	29,283人	29,001人

※東京都平均、全国平均は、市区町村保険者・広域連合の保険者のみ。

○ 被保険者1人当たりの保険給付費額は増加傾向だが、東京都、全国平均を下回る。

年度	武蔵野市	東京都平均	全国平均
平成30年度	260,103円	268,960円	309,854円
令和元年度	259,310円	277,449円	320,316円

○ 保険税（料）率は、東京都平均を下回る（表は計画策定前の平成30年度。基礎分と後期支援金分の合計）。

区分	武蔵野市	東京都平均
所得割	6.65%	8.22%
均等割	33,200円	43,913円

※東京都平均は平成30年度において2方式を採用している23区25市の平均

○ 所得に占める保険税（料）の負担率は、東京都、全国平均を下回る（表は令和元年度。1人当たり調定額は基礎分と後期支援金分の合計）。

	1人当たり所得額	1人当たり保険税（料）調定額	負担率
武蔵野市	1,610千円	92,588円	5.8%
東京都平均	1,288千円	104,384円	8.1%
全国平均	864千円	89,025円	10.3%

○ 保険税の収納率は26市の平均を下回る（表は令和元年度）。

年度	現年			滞納繰越		
	武蔵野市	順位	26市平均	武蔵野市	順位	26市平均
令和元年度	93.53%	15位	93.89%	37.87%	9位	35.79%

○ 法定外の一般会計繰入金の額は、約10億円程度で推移している。歳入に占める法定外一般会計繰入金の割合は、東京都、全国平均を上回る。

年度	一般会計繰入金	法定外繰入金	決算補填等目的
令和元年度	1,666,462千円	1,137,760千円	1,067,410千円
令和2年度	1,552,651千円	1,024,447千円	955,274千円

年度	武蔵野市	東京都平均	全国平均
令和元年度	8.8%	4.3%	1.3%

令和3年度時点でのコロナ禍の本計画への影響と国等の動向（計画書16～18ページ）

- 現段階でのコロナ禍の影響は限定的であり、令和9年度削減目標額は変更せず、今後も影響を注視する。
- 都内他区市の財政健全化計画の目標は、本市を含む2市を除き赤字解消を計画の目標に位置付けている。

武蔵野市における国保事業運営の課題（計画書18～19ページ）

- 保険給付の額、保険税負担率ともに、東京都及び全国保険者の平均に比べ低く推移してきた。
- 被保険者の負担軽減、保険税の未収額の補填等を目的とする一般会計からの法定外繰入を行うことで、収支の差を埋め、均衡を図っている実情であり、歳入に占める割合も東京都平均に比べても高くなっている。
- 一般会計からの法定外繰入を行うことは、給付と負担の関係が不明確となるほか、国民健康保険加入者以外の市民にも負担を求めることとなり、望ましいとはいえない状況であり、計画的な削減が必要である。

計画の期間等（計画書2ページ）

- ・ 16年間（実行計画：令和2年度から令和9年度まで、長期展望計画：令和10年度から令和17年度まで）
- ※ 長期展望計画は、実行計画の進捗状況を踏まえるとともに、武蔵野市長期計画及び調整計画、東京都の医療費適正化計画等との整合を図りながら、計画の実効性を鑑みつつ必要な調整を行う。また、制度改正等が生じたときは、随時見直しを行うものとする。

解消・削減すべき法定外繰入金等の額（計画書20ページ）

- ・ 1,206,337千円（平成30年度決算額における決算補填等目的の一般会計繰入金の額1,000,298千円と、同年度の国民健康保険事業費納付金の算定の際に投入された激変緩和の額206,039千円の合計額）

計画の目標（計画書20～22ページ）

赤字額については、被保険者数の増減の影響を受けるため、本計画においては、総額ではなく1人当たりの赤字額を目標とする。赤字額を計画的・段階的に解消・削減する一方、短期間での解消は被保険者の急激な負担増につながるおそれがあることから、被保険者の生活への影響を考慮し、実行計画期間において1人当たり解消・削減すべき赤字額の50%の削減、長期展望計画期間において赤字解消を目指す。また、2年に1度の保険税率の見直しに際しては、その時点での実績を踏まえ目標達成に必要な年度目標及び累計額の調整・平準化を行う。

年度	項目		計画期間	解消・削減すべき赤字額	年間平均被保険者数	1人当たりの赤字額
	実績	目標				
平成30年度	実績			1,206,337千円	30,610人	39,410円
令和9年度	目標		実行計画			19,705円
令和17年度	目標		長期展望計画			0円

実行計画における各年度の目標

項目	年度							
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
目標	4,500	400	4,500	400	4,500	400	4,500	505
累計額		4,900	9,400	9,800	14,300	14,700	19,200	19,705

※長期展望計画期間の令和10年度から令和17年度までの目標については、実行計画に則り行うものとする。

目標達成に向けた考え方（計画書23～27ページ）

- 歳入の確保と歳出の適正化により財政健全化（赤字の解消・削減）を図る。

歳入の確保	歳出の適正化
ア 国・都交付金の獲得	ア 保険給付の適正化
イ 公費拡充の要望	イ 資格管理の適正化
ウ 保険税の適正賦課と収納率の向上	ウ 保健事業の充実
エ 保険税率等の見直し	
- 保険税率等の見直しは2年に1度とする。ただし、課税限度額の見直しは法令改正後速やかに対応する。
- 令和2年度より市独自の子どもに係る均等割の減免制度を創設。今後も国の制度を踏まえ、子育て世帯、低所得者世帯等への負担の軽減策についても併せて検討する。